

申請窓口 弓削 住民課 ☎77-2503 生名 町民生活課 ☎76-3000 岩城 町民生活課 ☎75-2500 魚島 町民生活課 ☎78-0011

引越しの際は住所の異動手続きを忘れずに

住所の異動届は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

そのため、身分証明書となる「マイナンバーカード（個人番号カード）」の住所は、最新のものにする必要があります。

入学、就職、転勤などで住所を異動される方は住民票の

異動の届出をお願いします。

●他の市区町村に転入・転出届を提出し「転出証明書」を受け取る

●転入した日から14日以内に、引越し先の市区町村へ「転出証明書」を添えて「転入届」を提出

※マイナンバーカードを提示して「転出届」をすると、「転

出証明書」を受け取る必要がなくなります。引越し先の市区町村で「転入届」を提出する際は、マイナンバーカードが必要になります。

●同一の市区町村内で転居転居した日から14日以内に、お住まいの市区町村へ「転居届」を提出

●届出窓口・問い合わせ上記までお願いします。

チャイルドシート購入費の申請について

上島町在住の方で6歳未満の乳幼児を養育している保護者を対象に、チャイルドシートの購入費を1台につき5000円を上限に助成を行っています。（1世帯につき1台1回限りの助成です。）

助成を受ける場合は申請をしていただく必要がありますので、各総合支所住民課窓口にてチャイルドシート助成申請をお願いします。

●手続きに必要なもの①品名、購入日、金額がわかる

る領収書 ②保証書 ③印鑑（認め印）

●窓口・問い合わせ上記までお願いします。

妊産婦等交通費助成の申請について

上島町在住の方で、妊産婦健診および不妊治療を受けた方を対象に、通院に係る交通費の助成を行っています。助成内容は、医療機関までの公共交通機関などを利用した場合の往復運賃の半額です。（上限5000円）

申請は、健康診査および

治療を受けた日の属する年度ごとになりますので、年度内（令和3年4月1日～令和4年3月31日）に通院した分は、令和4年4月初旬までに申請をお願いします。

期限をすぎた場合は交通費助成ができませんので、ご注意ください。

●手続きに必要なもの①母子健康手帳 ②船や有料道路通行料などの領収書 ③印鑑（認め印）

※不妊治療の方は、医師の診断書および受診を確認できる領収書

●窓口・問い合わせ上記までお願いします。

愛媛地方税滞納整理機構について

「基本姿勢」 悪質な滞納は許さない。ゴネ得、逃げ得は許さない。

「何をするところ？」

愛媛地方税滞納整理機構とは、愛媛県内の20市町で構成する一部事務組合で、各市町から、市町単独では処理困難な地方税の滞納事案を引き受け、差押えなどの滞納処分を前提とした滞納整理を行う機関です。

「どんな仕事をしているの？」

各市町から引き受けた滞納事案について、財産調査を行い、財産があれば、差押えを行います。

差押えた不動産・自動車・動産などは公売し、お金に換えて徴収します。

※毎年4月には滞納事案の愛媛地方税滞納整理機構への移管が実行されるので、納期限が過ぎた税金については、速やかに納めましょう。

【納税についての相談・問い合わせ先】

弓削総合支所 住民課 ☎77-2503  
生名総合支所 町民生活課 ☎76-3000  
岩城総合支所 町民生活課 ☎75-2500  
魚島総合支所 町民生活課 ☎78-0011  
※開庁日の8:30～17:15まで

愛媛地方税滞納整理機構

☎089-913-5800  
http://www.ehime-kikou.jp/

「全日本中学生水の作文コンクール 愛媛大会」作文募集

「水」に関する作文を募集しています。優秀作品には知事賞を贈呈。この機会に「水」について考えてみませんか？詳しくは、県ホームページをご覧ください。

【応募期間】 5月10日まで

【対象】 県内中学生（令和4年度の新入生も対象）

URL <http://www.pref.ehime.jp/h40600/mizushigen/mizunosakubun/mizusakuboshuu.html>



問い合わせ先 愛媛県土木部河川港湾局河川課 ☎089-912-2680

スマートフォン等安全利用啓発オンラインイベント

スマートフォン等の安全な利用のためオンラインイベントを開催中です。子どもと一緒にスマートフォンやSNSの使い方を改めて考えてみませんか？ 特設HPで期間限定公開中。

【公開期間】 3月31日まで

【対象】 子ども（幼少期から小学4年生まで）およびその保護者

URL <https://www.smile-smartphone.jp>



問い合わせ先 愛媛県県民生活課 ☎089-912-2336

空き家・空き地バンク ミニコラム ⑨

「住まいの終活」について

今回は、「住まいの終活」という言葉をご紹介します。

「終活」とは一般に「人生の終わりを迎えるための準備活動」を意味しますが、特に自分が亡くなった後の持ち家をどうするかを考え、必要な準備を行っていくことを「住まいの終活」、あるいは「家の終活」と言います。

不動産を希望の条件で売却できるとは限りません。また、相続時の分割が難しく、相続人たちが揉める原因となることがあります。所有者が「終活」をせず亡くなっていることが、空き家増加の原因となっているという指摘もあります。

「住まいの終活」では、具体的に何をすべきでしょうか。まず、保有する土地と建物の目録（リスト）を作成し、契約関係書類が揃っているか確認します。次に、固定資産税納税通知書に記載された不動産について、法務局で登記事項証明書を取得して「登記上の所有者」を確認し、相続登記が済んでいないようであれば行います。

家財を整理しておく、残される家族の負担を軽減しておくことになるでしょう。故人の物の処分は遺族にとって、大変なことだからです。そして不動産の今後について、法的に有効な遺言状を用意しておけば、想いを伝えることができるでしょう。これを機に、自宅や家族の「住まいの終活」について考えてみませんか。



空き家・移住定住ワンストップ窓口

弓削総合支所 2階 相談専用ダイヤル ☎0897-77-2501

上島町の未来のために

「空き家」をつなごう！

上島町では、町に住み続けていただく「定住促進」のため、町を好きになり住みたい方への「移住促進」のために、空き家・空き地バンク制度を実施しています。現在、上島町に住み続けたい、住んでみたいといった方から、空き家紹介のご希望を多くいただいておりますが、登録物件が少なく、ご希望にお応えできない状況です。空き家・空き地バンクへの登録をぜひ、ご検討ください。